

令和6年2月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 6 号	久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事 に関する内申について・・・・・・・・・・	1
議案第 7 号	第3期久喜市教育振興基本計画実施計画 (案) について・・・・・・・・・・	2
議案第 8 号	久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問 について・・・・・・・・・・	3
議案第 9 号	久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を 改正する規則について・・・・・・・・・・	5
議案第 10 号	久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時 間、休日及び休暇に関する規則の一部を改 正する規則について・・・・・・・・・・	10
議案第 11 号	久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を 改正する規則について・・・・・・・・・・	12
議案第 12 号	久喜市就学援助規則の一部を改正する規則 について・・・・・・・・・・	16
議案第 13 号	久喜市教育支援センターに関する規則の一 部を改正する規則について・・・・・・・・・・	21
議案第 14 号	久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を 改正する規則について・・・・・・・・・・	23
議案第 15 号	久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改 正する訓令について・・・・・・・・・・	34
議案第 16 号	久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程 等の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・	37

議案第17号	久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示について	39
議案第18号	久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について	42
議案第19号	久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について	44

議案第6号

久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申に
ついて

久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関し、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第38条の規定に基づき、別紙のとおり埼
玉県教育委員会に対し内申することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第6号 「久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

議案第7号

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について

第3期久喜市教育振興基本計画実施計画（案）について、別冊のとおり決定したいので議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

議案第8号

久喜市立小・中学校学区等審議会への諮問について

久喜市立久喜北小学校の小規模化に伴う統合等の検討について、別紙のとおり久喜市立小・中学校学区等審議会へ諮問したいので議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久教学第1660号

令和6年 月 日

久喜市立小・中学校学区等審議会
会長 山本 千恵子 様

久喜市教育委員会
教育長 柿沼 光夫

久喜市立小学校の統合等の検討について（諮問）

久喜市立小・中学校学区等審議会条例第2条の規定に基づき、下記について貴審議会の意見を求めるものです。

記

久喜市立久喜北小学校の小規模化に伴う統合等の検討について

※令和5年3月27日付け久学審第16号において、「久喜市立本町小学校の学校統廃合等の方向性について」の答申をいただき、久喜市教育委員会令和5年4月定例会において、久喜市立本町小学校と久喜市立久喜北小学校の統合が必要となった場合は、新校の位置を現在の本町小学校の位置とすること、学校の統合にあたっては、新校舎の建設も視野に入れ、更なる教育環境の整備を図ることが教育委員会の方針として決定されております。

こうした状況を踏まえて、学級数の減少が見込まれている久喜市立久喜北小学校の小規模化に伴う統合等の検討についてご審議をお願いするものです。

議案第9号

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

部名	課名	係名
教育部	教育総務課	総務係 学事保健係
	学校施設課	施設係 小・中学校再編係
	学校給食課	学校給食係
	指導課	指導係 教職員係
	生涯学習課	生涯学習係 人権教育係 図書館係
	文化振興課	文化振興係 文化財・歴史資料係

第3条第2項の表中「学務課」を「教育総務課」に、「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

第4条の表教育総務課の部中（14）の項から（21）の項までを次のように改める。

- （14） 通学区域に関する事。
- （15） 児童生徒の就学に関する事。
- （16） 学齢簿の編成保管に関する事。
- （17） 学級編制に関する事。
- （18） 就学援助費に関する事。
- （19） 特別支援教育就学奨励費補助に関する事。
- （20） 障がい児通学費補助に関する事。
- （21） 市立幼稚園の入園許可に関する事。

第4条の表教育総務課の部中（22）の項を（35）の項とし、（21）の項の次に次の13項を加える。

- （22） 市立幼稚園の保育料に関する事。

- (23) 市立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関すること。
- (24) 市立幼稚園の庶務に関すること。
- (25) 私立幼稚園の補助に関すること。
- (26) 業務員に関すること。
- (27) 教科用図書は無償給与に関すること。
- (28) 入学準備金及び奨学金に関すること。
- (29) 通学路に関すること。
- (30) 児童生徒の安全に関すること。
- (31) 学校その他教育機関の保健、環境衛生及び安全に関すること。
- (32) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- (33) 児童生徒の健康管理に関すること。
- (34) 教材教具等の整備に関すること。

第4条の表学務課の部を次のように改める。

学校施設課

- (1) 学校施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (2) 学校施設に係る工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 学校施設の整備計画に関すること。
- (4) 学校用地の取得計画に関すること。
- (5) 学校施設台帳の整備保管に関すること。
- (6) 学校施設における工作物等の設置承認願に関すること。
- (7) 学校管理備品の整備に関すること。
- (8) 小・中学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (9) 学校に係る予算の執行に関すること。

第4条の表生涯学習課の部中(8)の項から(10)の項を削り、(11)の項を(8)の項とし、(12)の項から(15)の項を3項ずつ繰り上げ、文化財保護課の部を次のように改める。

文化振興課

- (1) 文化振興に関すること。
- (2) 文化団体に関すること。
- (3) ユネスコ活動に関すること。
- (4) 文化財保護審議会に関すること。
- (5) 文化財の保護に関すること。
- (6) 文化財の調査に関すること。
- (7) 文化財愛護思想の普及に関すること。
- (8) 市(町)史編さんに関すること。
- (9) 本多静六博士の顕彰に関すること。
- (10) 郷土資料館に関すること。
- (11) 資料の収集、整理及び保管に関すること。
- (12) 資料の寄贈及び寄託に関すること。
- (13) 資料の利用許可に関すること。
- (14) 資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (15) 資料の利用に関する情報提供、相談、指導等に関すること。
- (16) 他の資料館、博物館、図書館、公民館、学校その他の関係機関、団体との協力に関すること。
- (17) 公印の管理に関すること。
- (18) 資料の展示及び利用に関すること。
- (19) 資料に関する解説書、目録、図書、研究報告書等の刊行に関すること。
- (20) 資料に関する講演会、講習会、研究会等に関すること。

第5条第2項第5号中「副園長」を「園長、副園長」に改め、同項第13号を削る。

第6条第1項第1号中「部長」を「教育部長」に改め、同項第9号中「(昭和

24年法律第207号) 」を削り、同条第2項第5号中「副主幹及び副園長」を「副主幹、園長及び副園長」に改め、同項中第13号を削り、第14号を第13号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第10号

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育総務課の項中「全職員」を「幼稚園の職員以外の職員」に改め、同表中

「

学務課	幼稚園の職員以外の職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
-----	-------------	--

」

を

「

学校施設課	全職員	午後零時から午後2時までのうち1時間とし、業務の実情に応じ所属長が定める時限
-------	-----	--

」

に改める。

別表第2中「学務課」を「教育総務課」に、「学校給食センターの職員」を「全職員」に、「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則について

久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立小学校安全監視員規則等の一部を改正する規則

(久喜市立小学校安全監視員規則の一部改正)

第1条 久喜市立小学校安全監視員規則（平成22年久喜市教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第7条第1項から第3項までの規定中「学務課長」を「教育総務課長」に改める。

(久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 久喜市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則（平成22年久喜市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会学務課」を「教育委員会教育総務課」に改める。

(久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

第1条中「補助執行」を「委任し、又は補助執行」に改める。

第3条を第4条とする。

第2条の表中「菖蒲総合支所総務管理課」を「市民部菖蒲行政センター」に、「栗橋総合支所総務管理課」を「市民部栗橋行政センター」に改め、同表に次のように加える。

こども未来部保育幼稚園課の職員	次に掲げる事務に関すること。 (1) 市立幼稚園に係る条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 (2) 市立幼稚園財産の統括管理に関すること。 (3) 市立幼稚園の職員の営利企業等従
-----------------	---

	<p>事許可に関すること。</p> <p>(4) 市立幼稚園の職員の公務災害に関すること。</p> <p>(5) 市立幼稚園の会計年度任用職員の任用事務に関すること。</p> <p>(6) 市立幼稚園の園児の定数及び入退園事務に関すること。</p> <p>(7) 市立幼稚園の保育料に関すること。</p> <p>(8) 市立幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師に関すること。</p> <p>(9) 市立幼稚園の環境衛生に関すること。</p> <p>(10) 市立幼稚園及び私立幼稚園における幼児教育の無償化に関すること。</p> <p>(11) 私立幼稚園に対する補助及び連絡調整に関すること。</p>
--	--

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委任する事務)

第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる職員に、同表右欄に掲げる事務を委任するものとする。

<p>こども未来部保育幼稚園課の職員</p>	<p>次に掲げる事務に関すること。</p> <p>(1) 市立幼稚園の職員の研修に関すること。</p> <p>(2) 市立幼稚園の職員の週休日の割り</p>
------------------------	--

	<p>振り、時間外勤務命令、休暇の承認、職務専念義務免除等の服務に関すること。</p> <p>(3) 市立幼稚園の職員の人事評価に関すること。</p> <p>(4) 市立幼稚園との連絡調整に関すること。</p>
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

久喜市就学援助規則の一部を改正する規則について

久喜市就学援助規則の一部を、別紙のとおり改正することについて
議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市就学援助規則の一部を改正する規則

久喜市就学援助規則（平成22年久喜市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び第1号の2を次のように改める。

就学援助費受給申請書

申請日 年 月 日

住 所	〒
申請（保護）者氏名	電話番号（ - - ）
<p>【同意書兼委任状】</p> <p>(1) 就学援助認定審査及び認定後に必要がある場合には、教育委員会が申請者の世帯の住民情報、税務情報並びに児童扶養手当、生活保護及び転入前の市町村における就学援助費の受給状況を確認することに同意します。</p> <p>(2) 就学援助の認定を受けた場合は、市から受ける就学援助費について、その受領、物品購入等に係る代金支払及び返納に関する一切の権限（事務）を対象となる児童生徒が在学中の学校の学校長に委任します。</p> <p>年 月 日 申請（保護）者氏名 _____ (署名してください。記名押印でも可能です。)</p>	

1 児童生徒氏名

氏 名	生 年 月 日	学 年	学 校 名
	. .		
	. .		
	. .		
	. .		

2 家庭の状況（児童生徒以外の方）

生計を共にする同居者を全員記入してください。住民票上で世帯分離をしていますが、生計を同一にしている場合は全員記入してください。

氏 名	生 年 月 日	年 齢	続 柄	職 業（勤務先）・学 校 名
	. .		申請者	
	. .			
	. .			
	. .			

3 就学援助を申請する理由（家庭状況や収入状況など具体的に記入してください。）

<p>.....</p> <p>.....</p>

4 参考事項（該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。）

(1) 住宅の状況	a 持家	
	b 借家（間）	家賃（共益費又は管理費を除く。） 1か月 円
(2) 就学援助費受給状況	a 今年度初めて就学援助費の申請をする。	
	b 前年度に就学援助費を受給した。	
	c 新入学児童生徒学用品費等を入学前に（久喜市・市外）で受給した。	
(3) 該当事項	当該年度又は当該年度の前年度において次のいずれかの措置を受けた。	
	a 生活保護の停止又は廃止	e 国民年金保険料の減免
	b 個人事業税の減免	f 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
	c 市民税の非課税又は減免	g 児童扶養手当の支給
	d 固定資産税の減免	h 生活福祉資金の貸付け

- ・前年の収入がない方も、ご家族の扶養に入っていない場合は、必ず市・県民税の申告をしてください。
- ・1月1日時点で市外に住所を有していた場合は、前年の所得を証明する書類を提出してください。
- ・4 参考事項の（3）で申請中の事項がありましたら、欄外にその旨を記入してください。

様式第1号の2 (第5条関係)

久喜市教育委員会 へ

就学援助新入学児童生徒学用品費等入学前受給申請書

申請日 年 月 日

住所	〒		
申請(保護)者氏名	電話番号 (- -)		
<p>【同意書兼振込依頼書】</p> <p>(1) 支給認定審査及び認定後に必要がある場合には、教育委員会が申請者の世帯の住民情報、税務情報並びに児童扶養手当、生活保護及び転入前の市町村における就学援助費の受給状況を確認することに同意します。</p> <p>(2) 新入学児童生徒学用品費等を受領後、市外の小・中学校に入学・転校した場合は、転出先の市町村教育委員会に援助の状況を引き継ぐことに同意します。</p> <p>(3) 子どもの入学に際して、学校へ援助の状況の引継ぎを行うことに同意します。</p> <p>(4) 新入学児童生徒学用品費等受給の認定を受けた場合は、市から受ける新入学児童生徒学用品費等について、下記の指定口座に振り込みされるよう依頼します。</p> <p>年 月 日 申請(保護)者氏名 _____ (署名してください。記名押印でも可能です。)</p>			

1 新入学児童生徒氏名

氏名	生年月日	入学予定学校名
	・ ・	久喜市立
	・ ・	久喜市立

2 家庭の状況(新入学児童生徒以外の方)

生計を共にする同居者を全員記入してください。住民票上で世帯分離をしていますが、生計を同一にしている場合は全員記入してください。

氏名	生年月日	年齢	続柄	職業(勤務先)・学校名
	・ ・		申請者	
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

3 参考事項(該当する項目を○で囲み必要事項を記入してください。)

(1) 住宅の状況	a 持家 b 借家(間) 家賃(共益費又は管理費を除く。)	1か月	円
(2) 就学援助費	a _____年度に、就学援助費を受給した。		
受給状況	b これまでに就学援助費を受給したことがない。		
(3) 該当事項	当該年度において次のいずれかの措置を受けた。		
	a 生活保護の停止又は廃止 年 月 日	e 国民年金保険料の減免	
	b 個人事業税の減免	f 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予	
	c 市民税の非課税又は減免	g 児童扶養手当の支給	
	d 固定資産税の減免	h 生活福祉資金の貸付け	

4 振込先等

金融機関名	いずれかに○	金融機関コード	支店名	店番号
	銀行・信用金庫 信用組合・農協			
預金種目	口座番号		口座名義人	
普通			(フリガナ)	
委任欄※	私は、上記口座名義人を代理(受取人)として、新入学児童生徒学用品費等を受領することを委任します。			
	申請(保護)者氏名 _____			

※申請者以外の口座(児童生徒の保護者に限る。)を指定口座とする場合は、委任欄に署名又は記名押印してください。

- ・ 1月1日時点で市外に住所を有していた場合は、前年の所得を証明する書類を提出してください。
- ・ 2 参考事項の(3)で申請中の事項がありましたら、欄外にその旨を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の久喜市就学援助規則様式第1号及び様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第13号

久喜市教育支援センターに関する規則の一部を改正する規則について

久喜市教育支援センターに関する規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育支援センターに関する規則の一部を改正する規則

久喜市教育支援センターに関する規則（令和5年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 各学校における不登校の生徒等の支援に関すること。

第10条第1項第2号及び第4号中「総合支所」を「行政センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正する
ことについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市立郷土資料館条例施行規則(平成22年久喜市教育委員会規則第47号)

の一部を次のように改正する。

第12条中「、係長」を削る。

第13条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とする。

様式第1号を次のとおり改める。

入館料免除申請書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 へ

申請者 住所（団体の場合は所在地）

氏名 { 団体の場合は名
称及び責任者の
氏 名 }

下記のとおり郷土資料館の入館料の免除を受けたいので申請します。

記

免除申請の理由	
入館年月日	年 月 日（ 曜日）
在館時間	前 午 時 分から 前 午 時 分まで 後 後
入館人員	人
引率者氏名	

様式第 3 号を次のとおり改める。

資料特別利用許可申請書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 あて

申請者 住所

氏名

下記のとおり貴館所蔵資料の特別利用をしたいので申請します。

記

利 用 目 的				
利 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで			
利 用 資 料	番 号	品 名	数 量	備 考
その他参考事項				

様式第5号を次のとおり改める。

様式第5号（第8条関係）

資料館外貸出許可申請書

年 月 日

久喜市教育委員会教育長 あて

申請団体名
所在地
代表者氏名
住所
電話番号

下記のとおり貴館所蔵資料の館外貸出を受けたいので申請します。

記

利用目的				
貸出期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで			
利用場所				
利用方法				
貸出資料	番 号	品 名	数量	備 考
輸送方法				
資料取扱責任者				

様式第7号及び第8号を次のとおり改める。

資 料 寄 贈 申 込 書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 へ

申請者 住所
氏名

下記のとおり資料を寄贈したいので申し込みます。

記

品 名	数 量	備 考

資料寄託申込書

年 月 日

久喜市立郷土資料館長 あて

申請者 住所
氏名

下記のとおり資料を寄託したいので申し込みます。

記

受託期間	年 月 日 () から	年 月 日 () まで		
	品 名	数 量	備 考	
受託資料				

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 1.5 号

久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

久喜市教育委員会事務専決規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

久喜市教育委員会事務専決規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、参事、課長等」を「及び課長等」に、「出来る」を「できる」に改める。

第2条第3号及び第5号中「規定による」を削り、同条第6号中「第4号」の次に「。以下「組織規則」という。」を加え、「部長をいう」を「教育部長をいう」に改め、同条第7号及び第8号中「久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）」を「組織規則」に改め、同条第9号中「久喜市教育委員会事務局組織規則（平成22年久喜市教育委員会規則第4号）」を「組織規則」に、「副園長」を「園長及び副園長」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 主幹 組織規則に基づく主幹及び室長をいう。

第6条の表部長の項中「又は参事」を削り、同表課長の項中「課長補佐又は副主幹」を「主幹又は課長補佐」に改める。

第10条第2号中「（又は参事、副部長も参事も置かない場合は、課長）」を削り、同条第4号中「（又は参事、副部長も参事も置かない場合は、課長）」及び「（部長専決事項を除く。）」を削り、同条第5号中「副部長以下職員の」を「課長以下職員の」に、「久喜市職務に専念する義務の特例に関する条例」を「久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」に改め、同条第6号中「副部長以下職員の」を「課長以下職員の」に、「久喜市職務に専念する義務の特例に関する規則」を「久喜市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則」に改め、同号後段を削る。

第11条第4号中「関すること」の次に「（部長専決事項を除く。）」を加える。

第12条の表課長共通専決事項の部（6）の項中「副部長専決事項」を「部長

専決事項」に改め、教育総務課長専決事項の部に次のように加える。

- (4) 児童生徒の就学に関する事。
- (5) 学校保健の指導に関する事。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。

第12条の表学務課長専決事項の部を削り、生涯学習課長専決事項の部中(6)の項を削り、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を(7)の項とし、文化財保護課長専決事項の部を次のように改める。

文化振興課長専決事項

- (1) 文化振興及び文化団体の連絡調整に関する事。
- (2) 文化財の調査及び資料の収集に関する事。
- (3) 市(町)史編さんの企画及び編さんに関する事。
- (4) 郷土資料館資料の館外貸出しに関する事。
- (5) 郷土資料館の維持管理及び運営に関する事。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第16号

久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正
する訓令について

久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程等の一部を改正する訓令

(久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程の一部改正)

第1条 久喜市教育委員会公文例及び文書取扱規程(平成22年久喜市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「学務課」を「学校施設課」に、「文化財保護課」を「文化振興課」に改める。

(久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部改正)

第2条 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱(平成22年久喜市教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「総務部秘書課長」を「市長公室秘書課長」に改める。

(久喜市立学校備品管理規程の一部改正)

第3条 久喜市立学校備品管理規程(平成22年久喜市教育委員会訓令第11号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「部長・支所長」を「部長」に、「副部長・副支所長」を「副部長」に改める。

様式第3号から様式第5号までの規定中「部長・支所長」を「部長」に、「副部長・副支所長」を「副部長」に改める。

(久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程の一部改正)

第4条 久喜市教育振興基本計画庁内検討部会設置規程(平成24年久喜市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「学務課長」を「学校施設課長」に、「文化財保護課長」を「文化振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

議案第17号

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示について

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱及び久喜市立小・中学校の統廃
合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部を改正する告示

(久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱の一部改正)

第1条 久喜市児童生徒安全対策推進本部会議要綱（平成22年久喜市教育委員
会告示第51号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育部学務課」を「教育部教育総務課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分	職名
本部長	市長
副本部長	教育長
委員	総務部長
	市民部長
	こども未来部長
	建設部長
	教育部長
	人事課長
	市民生活課長
	交通住宅課長
	菖蒲行政センター長
	栗橋行政センター長
	鷺宮行政センター長
	保育幼稚園課長
	道路建設課長
	道路維持課長

	教育総務課長
	指導課長

(久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱の一部改正)

第2条 久喜市立小・中学校の統廃合に伴う新校設立準備委員会設置要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「教育部学務課」を「教育部学校施設課」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を
改正する告示

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱（令和元年久喜市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第4条、様式第2号及び様式第6号中「4,500円」を「4,700円」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

議案第19号

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和6年2月22日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿沼光夫

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市英語検定受験料補助金交付要綱（平成31年久喜市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校第3学年」を「中学校第2学年及び第3学年」に改める。

第4条第1項中「4,600円」を「5,000円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

英語検定受験料補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者・請求者（保護者）

住所 _____

氏名 _____ 印

久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により久喜市英語検定受験料補助金の交付を次のとおり申請します。

また、交付が決定された場合は、次の金額を交付されるよう請求します。

受験 生 徒	フリガナ 氏 名	
	住 所	
	学校名・学年・学級	中学校 年 組
受験級（受験日）		級（ 年 月 日 受験）
申請額・請求額		円

振込先（申請者・請求者と同一の名義人の振込先としてください。）

金融機関	銀行・信用金庫 組 合・農 協		本店・支店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

（注意事項）

- 1 補助金の対象となるのは、実用英語技能検定の受験における検定料となります。
- 2 補助金の交付の対象となるのは、中学校第2学年及び第3学年の生徒になります。
- 3 裏面に検定料の領収書の写しを添付してください。市内中学校会場で受験した場合は、検定料等がわかる書類が学校から提出されますので、添付の必要はありません。
- 4 補助金の交付申請は、1回限りです。可否にかかわらず申請できます。
- 5 補助金の申請は、最終受験日（一次試験又は二次試験）から2週間以内に行ってください。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。